

報告第8号

専決処分の報告について
(和解案の受諾：住宅課)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年6月10日報告

小松島市長 中山 俊 雄

和解案の受諾について

市が被った損害の賠償に関し、相手方と次のとおり和解をする。

第1 相手方 住所 小松島市●●●●
氏名 ●●●●

第2 和解案

- 1 相手方は、平成27年4月1日から令和2年11月10日までの間、市営●●住宅●●号室を不法に占拠したことに関し、当該期間にかかる当該市営住宅の家賃相当額の損害賠償金として、908,700円の債務があることを認め、これを市に支払う。
- 2 前項の損害賠償金は、毎月20,000円の分割により支払う。

令和2年11月10日 専決第15号

小松島市長 中山 俊雄